

部 内 各 課 の 長  
部内各出先機関の長 様

県土整備部長

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

このことについて、令和6年2月16日付け技第677号「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価について（通知）」による「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので適切な対応を図るようお願いいたします。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）インフレスライド請求を可能とします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

（1）対象

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添1による。

2 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

（1）対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き 令和5年3月版」による。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

各発注部（局・庁）の長  
各 公 営 企 業 の 長 様

県土整備部長

特例措置及びインフレスライド条項の運用について（通知）

このことについて、令和6年2月16日付け技第677号「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価について（通知）」による「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、県土整備部が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）インフレスライド請求を可能とします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

（1）対象

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添1による。

2 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

（1）対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き 令和5年3月版」による。

（担 当）

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

各 市 町 村 長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について (通知)

このことについて、令和6年2月16日付け技第677号「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価について (通知)」による「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、県土整備部が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準 (設計労務単価) の変更が生じていなくても (物価水準の変更が生じている場合) インフレスライド請求を可能とします。

また、各建設業関係団体あてに、別途通知していることを申し添えます。

記

1 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等 (特例措置)

(1) 対象

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添1による。

2 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事 (インフレスライド条項)

(1) 対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準 (設計労務単価) の変更が生じていなくても (物価水準の変更が生じている場合)、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第26条第6項 (インフレスライド) の運用に関する手引き 令和5年3月版」による。

(担 当)

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長  
(公印省略)

特例措置及びインフレスライド条項の運用について (通知)

本県の土木行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。  
令和 6 年 3 月から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、県土整備部が発注・契約する工事等においては、下記のとおり特例措置を運用することとしましたので通知します。

なお、インフレスライド条項については、工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）インフレスライド請求を可能とします。

については、貴団体におかれましては、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1 令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等（特例措置）

(1) 対象

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び業務等で、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」で積算したもの。

詳細は別添 1 による。

2 令和 6 年 2 月 2 9 日以前に契約を締結した工事（インフレスライド条項）

(1) 対象

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライド条項の請求が可能。

詳細は「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き 令和 5 年 3 月版」による。

(担 当)

県土整備部

技術管理課 技術情報班 043-223-3503